

# 行政が保有するビッグデータの活用

## —企業情報の活用による行政と民間企業の業務効率化—

国や自治体は行政手続きなどを通じて企業のさまざまな情報を保有している。この情報を行政内部で共有できれば各種手続きの効率化など大きなメリットが得られるはずだが、現状ではこの種の情報共有は進んでいない。本稿では、導入の検討が進められている法人番号（企業コード）を中心に、情報共有による行政と民間企業の業務効率化の可能性について考察する。

### 進むオープンガバメントの取り組み

インターネットを活用して情報公開や行政への市民参加を促進するオープンガバメント（政府のオープン化）の取り組みは世界各国で進んでいる。米国では、オバマ政権の誕生以降、「透明性」「国民参加」「官民連携」の3つを柱にさまざまな行政情報が電子的に提供されている。

日本でも、すでに2004年11月には内閣府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」が決定されている。開かれた行政の実現とともに、行政情報の有効活用によって社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資することを目的に、行政機関に蓄積されている情報を電子的に提供することを積極的に推進するとしたものである。

提供する情報は「行政の諸活動に関する情報」「法令により公表等が義務付けられている情報」「社会的な有効活用に資する情報」とされ、国民や企業の不利益にならず行政活動に重大な支障がないかぎり積極的に提供している。

### 基本方針が決まった法人番号制度

各府省、中央と地方など多岐にわたる行政機関が情報を共有し活用するためには、その情報がどの主体に関するものであるかを横断的に検索できる「キー」が必要となる。企業検索のキーとなる法人番号は、2011年6月に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税番号大綱」（以下、「大綱」）によってマイナンバー（社会保障と税の共通番号）とともに基本方針が定められた。現在、IT戦略本部において実装と活用方法の検討が進められており、2014年度より順次運用を開始することになっている。

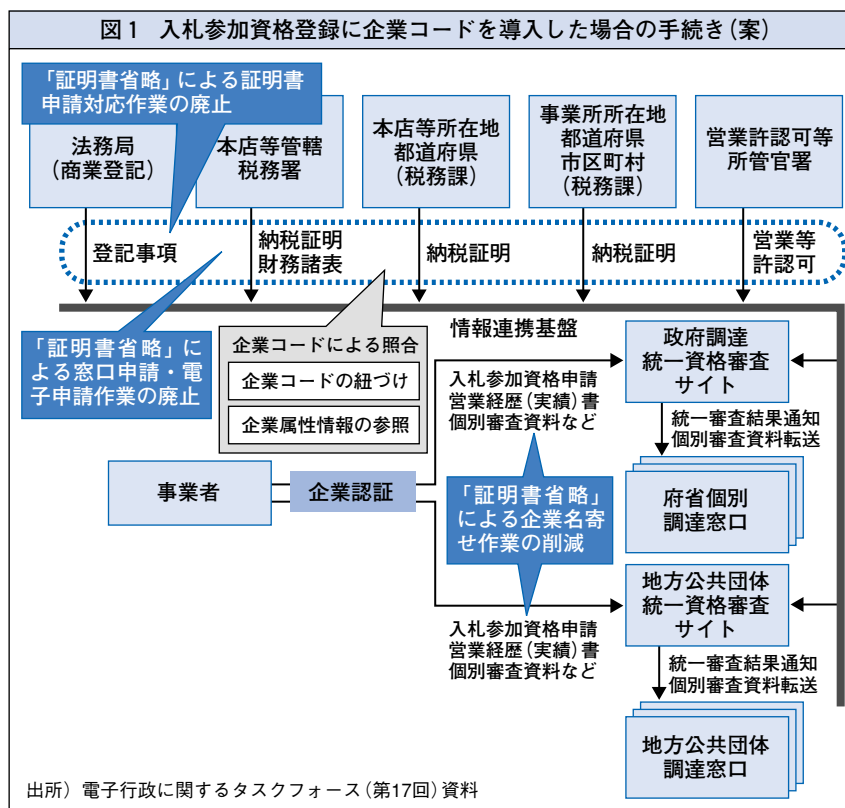
法人番号は活用範囲が大きいと考えられ、企業が行う行政手続きの簡素化や添付書類の削減などの効果が期待される。「大綱」でも「広く一般に公開されるものであり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用するものとする」とされている。

### 行政が保有するビッグデータの活用効果

IT戦略本部の電子行政に関するタスクフォース（特別作業班）では、2011年12月の会議で、想定される法人番号の利用例をあげてい



る。主に企業が行う行政手続きの効率化や添付書類の削減に主眼を置いたもので、例えば物品・役務の入札参加資格登録に法人番号を導入し、中央官庁と地方自治体が保有する各種の企業情報を相互利用することにより、企業側で最大177億円、行政側で最大24億円のコスト削減ができるとしている（図1参照）。  
 行政が持つ大量の企業情報（ビッグデータ）を民間でも活用できる



ようになると、業務の効率化や精度の向上が可能になるものと期待される。すでに業界単位ではEDI（電子データ交換）などのために企業に番号が付与されているが、共通の法人番号が導入されると、以下の例のように大幅な業務効率化が可能になると考えられる。

### ①金融

融資の申し込み時に添付が必要だった各種公的証明書や公開情報（決算書など）を、金融機関は法人番号で検索して閲覧できる。

### ②企業間取引

取引に当たっての与信審査において、法人番号を用いて公的・民間の各種データベース

を検索し、与信に必要な情報をより多く効率的に収集できる。

### ③物流

輸送中の貨物の所有権を法人番号によって管理できるようになり、物流在庫を担保にした融資のような付加価値サービスを容易に提供できるようになる。

このような効果を実際に得ようとする、法人番号を民間でも容易に活用できる仕組みが必要である。特に、すでに使われている企業コード体系との読み替え機能の整備や、事業所単位でのコードの付与と管理の方法などについて検討する必要がある。